

「主権」の形成 —20世紀初頭の中国とチベット・モンゴル—*

岡本 隆司

はじめに

1912年に成立した中華民国は、その建国後まもなく、外モンゴルとチベットの「自治」を認めなくてはならなかった。ロシア・イギリスも深く関わるこの事件については、近年、国際関係の詳細のみならず、モンゴル・チベット自身の志向と利害、主体性と政策方針が判明し、それに対する中国の抑圧者としての側面も明らかになってきた¹。

しかしその反面、清朝が崩壊滅亡するなか、両者に対する積極的な干渉・支配の強化に転じた中国側の事情については、なお概略的な理解にとどまっており、あらためて考察する余地がある。本稿では、清朝最末期から民国建国当初にかけてのチベットに着眼して、その作業を試みたい。以下、チベットと外モンゴルの「自治」達成という事件を手がかりに、チベットをめぐる中英の外交交渉に焦点をあわせる。そのうえで、1913年までのおよそ十年間の過程をさかのぼりつつ、いくつかの事件を重点的にとりあげて検討することで、対英交渉にかいしまみえる中国の姿勢と認識、およびその変化と転機を考えてゆきたい。

1 露中宣言とシムラ会議

1910年代の前半、外モンゴル・チベットが事実上、北京政府から離れて「自治」の体制をとることになったのは、それぞれに国際的な承認を得たことが、決定的に大きな要因となっている。前者は1913年11月5日の露中宣言、後者は1914年4月27日に英・中・藏の間で条約案に仮調印したシムラ会議である。

関連する露中宣言の規定は、第一条、ロシアは外モンゴルに対する中国の宗主権を承認する、第二条、中国は外モンゴルの自治を承認する、そして交換公文の第一条、ロシアは

* 本稿は日本国際政治学会2010年度研究大会部会「地域からの帝国論：比較史と現在」（2010年10月29日、札幌コンベンションセンター）での報告であり、なお不完全な中間報告にすぎない。本稿にもとづき、大幅に論述・資料を増訂した拙稿「『主権』の生成と『宗主権』——20世紀初頭の中国とチベット・モンゴル」（狭間直樹編『近代東アジアにおける翻訳概念の展開（仮題）』京都大学人文科学研究所現代中国研究センター、近刊、所収）があるので、参照・引用はそちらについていただきたい。全般的な論旨に、両者ちがいはない。

¹ たとえば、中見立夫「モンゴルの独立と国際関係」溝口雄三・濱下武志・平石直昭・宮嶋博史編『アジアから考える[3]周縁からの歴史』東京大学出版会、1994年、所収；平野聰「公正な帝国」から「近代中華帝国」へ——清帝国の統治構造変動と民族問題」歴史学研究会編『帝国への新たな視座』シリーズ歴史学の現在、青木書店、2005年、所収、を参照。

外モンゴルが中国の領土の一部であることを承認する、という条文である。

これに対し、最終的に民国政府が承認を拒否し、1914年7月3日にイギリスとチベットとの間のみで調印したシムラ会議の条約案の関連規定は、中国とイギリスはチベットに対する中国の宗主権を承認し、外チベットの自治権を認める、中国はチベットを省にせず、イギリスはチベットのいかなる地方をも占拠しない、という第二条、および、チベットが中国の領土の一部であることを承認する、という交換公文第一条である²。

一読して明らかのように、両者ほぼ同文の趣旨・文言であり、ロシア・モンゴル関係とイギリス・チベット関係、それぞれの動向が密接に関連していたことをうかがわせる。時系列的な前後関係からみれば、露中宣言・露蒙関係がシムラ会議・英藏関係のモデルになったように見えるが、そればかりではない。露中宣言の枢要な部分は、チベットをめぐる中・英の交渉と重大な関係にあったからである。

露中宣言の交渉は1912年11月から開始され、翌年5月末にまとまりかけた。ところが7月になって、ロシア側がにわかに態度を転換、硬化させて、5月末時点の案文を大幅に改めて交渉に臨んだ。その新たな案文が基礎となって、露中宣言がまとまったのである³。

1913年5月末の旧案文の内容は、以下のとおりである⁴。

ロシアはモンゴルが中国領土の完全なる一部分であることを承認する。

この領土関係から生じる中国のこれまでの種々の権利を、ロシアは尊重する。

中国はモンゴルがこれまで有してきた地方自治制度を変更しないことを保証する。

この文面に反対したのが、元ロシア駐華公使コロストヴェツである。かれは前年11月に露蒙協定を結んで、「モンゴルの自治」を約したロシア側の代表で、その後もフレー（現ウランバートル）に駐在して、モンゴルとの交渉にあたってきた⁵。そして翌13年6月ペテルブルグに戻ったさい、外相サゾノフにこの案文の修正を進言した。このような条文では、ロ

² シムラ会議については、さしあたり Alastair Lamb, *The McMahon Line: A Study in the Relations between India, China and Tibet, 1904-1914, Vol. 2: Hardinge, McMahon and the Simla Conference*, London & Toronto, 1966, pp. 459-566; Parshotam Mehra, *The McMahon Line and After: A Study of the Triangular Contest on India's North-eastern Frontier between Britain, China and Tibet, 1904-1947*, New Delhi, 1974などを参照。

³ 中見立夫「1913年の露中宣言——中華民国の成立とモンゴル問題」『国際政治』第66号、1980年、112～120頁；橘誠「1913年の露中宣言とモンゴルの政治的地位——中国の「宗主権」とモンゴルの「自治」」2009年度東洋史研究会大会報告、2009年11月3日。

⁴ たとえば、張啓雄『外蒙主権歸屬交渉1911-1916』中央研究院近代史研究所、1995年、141頁を参照。

⁵ コロストヴェツの履歴と活動については、Nakami, Tatsuo, "I. Y. Korostovets and the Mongol Problem of Independence in the Early 1910's," *Монгол сүдлэлийн өгүүллиүүд*, 1998; 中見立夫「あるロシア帝国外交官の数奇な運命と遺された史料——イワン・ヤコヴレヴィチ・コロストヴェツのモンゴル「日記」」『セーヴェル Ceевер』第26号、2010年を参照。

シアが「モンゴルに対する中国の主権を承認している」にひとしく、禍根を残す⁶というにある。注目すべきはコロストヴェツが、「中国領土の完全なる一部分である」という趣旨を、とりもなおさずモンゴルに対する中国の「主権」だとみなしたことであり、かれはそれを実体のない「幻の権利（призрачные права）」だと断じた。

それなら、コロストヴェツはそれをどう改めようとしたのか。

わたしはかれらにウルガ（現ウランバートル）の事態を聞かせ、なおも外務省の中国との合意企画に反対する意見と論拠を述べ、さらに主権の不可なることを強調して、イギリスの例をあげた。イギリスはチベットに関する談判で、「主権」ではなく「宗主権」を承認する用意がある、と明言していたからだ。……⁷

こうしたコロストヴェツの説得が効を奏して、ロシアの方針は転換し、第一条に「宗主権を承認する」という文言が入って、それが露中宣言の原型となつた⁸。

かれがイギリス・チベットの例を引いているところに注目したい。イギリス本国政府は当時、チベットをめぐる中国との条約草案を作成していて、その第一条に「チベットは中国の主権ではなく、宗主権のもとにある（Tibet is under the suzerainty, but not the sovereignty, of China）」との文面があった⁹。それがのちに、シムラ会議でイギリス提示の原案ともなる。コロストヴェツが「イギリスの例」というのも、直接にはそれを指すものだろう。露中宣言の「宗主権」規定、およびその意味内容・概念規定は、むしろチベットをめぐるイギリス・中国の交渉過程に由来していたわけである。

だとすれば、チベットそれ自体はもとより、モンゴル独立問題を考える場合も、チベットをめぐる交渉、あるいは関係国の姿勢を抜きにしては、理解できないことになろう。そこにチベット問題をとりあげなくてはならない理由が存する。

2 1912年8月17日のメモランダム

シムラ会議はモンゴルをめぐる中露交渉がひとまずおわってから始まったものだが、会議の開催、あるいは新たな条約交渉の開始は、もっと早くに中英間で合意されていた。その直接の契機となったのは、1912年8月17日にイギリス駐華公使ジョーダンが民国政府に

⁶ И. Я. Коростовец, *Девять месяцев в Монголии: Дневник русского уполномоченного в Монголии, Август 1912-Май 1913 г.*, Составитель: Оохной Батсайхан, Улаанбаатар, 2009, стр. 397-398; Iwan Jakowlewitsch Korostovetz, *Von Cinggis Khan zur Sowjetrepublik*, Berlin und Leipzig, 1926, S. 267.

⁷ Коростовец, *Девять месяцев в Монголии*, стр. 398-399; Korostovetz, *Von Cinggis Khan zur Sowjetrepublik*, S. 268. 「かれら」というのは、首相ココフツォフ・イルクーツク総督クニヤゼフをさす。

⁸ 橋前掲報告を参照。

⁹ FO371/1610, 10751, Revised Draft of Treaty with China respecting Tibet, encl. in India Office to Foreign Office, Mar. 7, 1913.

手交したチベットの政治的地位にかかるメモランダムである。

そのもっとも重大な第一条・第二条をかかげよう。

第一条 イギリス政府は中国のチベットに対する「宗主権」(“suzerain rights”)を正式に認めたけれども、中国がチベットの内政に干渉する権利を認めたことはないし、認めるつもりもない。……

第二条 以上の理由により、イギリス政府はこの二年、チベットであらゆる行政権を掌握しようとした中国官憲の行為に、また4月21日の「チベットは中国各省と同じ立場にあるとみなすものとする」、チベットにかかる「あらゆる行政は内政に属する」という袁世凱大統領の命令に、全面的に異議をとなえなくてはならない。イギリス政府はこうしたチベットの政治的地位の承認は正式に拒否する。……¹⁰

このメモランダムに対し、中国側は同年の12月になって、ようやく正式に回答した。外交部次長の顔惠慶が12月16日、ジョーダンと会見している。

顔「中国政府は1906年協定の第二条の規定によって、チベットの内政に干渉する権利を有するものと考える。……」

ジョーダン「イギリス政府はそんな解釈は受け入れられない。……」……

顔「現行の条約はどの点で、新たな条約に代えねばならないほど不十分なのか」

ジョーダン「そんなことは議論の余地がない、中国政府の最近のやり口はインド国境地帯を混乱に陥れており、その攻撃的な政策はイギリスと独立した条約関係を有する国との統合を毀損するので、もはや忍耐の限界である」¹¹

イギリスとしては、中国側の条約解釈とそれにもとづく政策は、まったく受け入れられるものではなかった。そのために新たな条約を締結し、そこでチベットの政治的地位を明確に決めておく必要があったのである。

イギリスは条約交渉に入るにあたって、このメモランダムの趣旨を下敷にしようとした。そこでジョーダンは翌年1月末、外交総長陸徵祥と会見し、そのあたりの打診をしている。イギリス側のその会談記録の一節に、次のようにある。

陸「國務院は早期の決着を望んでいるが、唯一深刻な問題は第一条にある「宗主権」(“suzerain rights”)という表現である。「宗主」(“suzerain”)ということばは、これまで

¹⁰ 外交部檔案・西藏檔・西藏議約案03-28-003-01-009 「聲明英政府關於西藏所定之方計請查照見復」(中央研究院近代研究所所藏)。

¹¹ FO371/1329, 55588, Barton, Memorandum respecting Conversation between Dr. Yen and Sir John Jordan, Dec. 14, 1912, encl. in Jordan to Grey, No. 492, Dec. 16, 1912.

のとりきめに使われたことがない……」

ジョーダン「イギリス政府はおそらくチベットに関し中国の「主権」(the “sovereign” rights of China) は認めることはできまい。なぜならそれを認めれば、中国はただちにその属地を中国の省として併合してしまうことになるからだ」

陸「それでは、「宗主」という表現を省略し、何の形容もない「権利」ということばを残してはどうか」

ジョーダン「ご意見はうかがったので、すぐに熟慮したいと思う」¹²

この会談には、中国側の漢文テキストの記録もあるが、下線部のジョーダンの「主権」解釈に関わるくだりがない。逆に漢文テキストには、英文の記録にない以下の一節がある。

陸「私見では、もし宗主権（上邦権）という名詞を用いると、参議院はきっと政府が権利を喪失した、といって大いに攻撃を加えてくるだろう」¹³

双方の対立が、引用した上のやりとり、および出入の対比で、いよいよ鮮明になる。それはつまり、中国側がイギリスの主張する「宗主権」を嫌ったのに対し、イギリス側が中国のいう「主権」を嫌っていたところである。各々の記録に、それぞれをことさら強調していることで、その間の事情がかいまみえよう。

だとすれば、シムラ会議およびそれ以後の経過は、けっきょくイギリスのいう「宗主権」が、中国の「主権」を圧伏したことを意味する。それでは、その「宗主権」と「主権」の内容は、いったいいかなるものなのかな。またそれはどこに由来するものなのであろうか。

3 「宗主権」とイギリス

ジョーダンも示唆するように、イギリスのいう「宗主権」は、「主権」の対概念であり、それを否定しようとするものである。しかしそれは、イギリスがその意味内容・定義をはつきり定めていたことを意味するわけではない。その間の事情は、シムラ会議の出発点に位置する8月17日メモランダムの作成過程において、すでにあらわれている。

このメモランダムは上にも述べたとおり、民国元年4月21日の大總統令に反撥したものである。その大總統令は、モンゴル・チベットを内務部の管轄に帰し、「内地各省」と同等の待遇にすることを命じた内容であった¹⁴。イギリス政府はこれに危機感をおぼえ、まず7月にインド省が、民国政府に抗議する文書を起草した。ジョーダンが手交したテキストは、

¹² FO371/1609, 9017, Jordan to Grey, No. 56, Feb. 4, 1913.

¹³ 外交部檔案・西藏檔・藏案・會晤問答03-28-024-003民國二年二月八日收陸總長壹月三十日會晤英朱使問答「磋商西藏問題」。

¹⁴ 『東方雑誌』第8卷第12号、民国元年6月、「中國大事記」民国元年4月22日の条、「令滿蒙回疆歸内務部管理」3頁。

その草案から「チベットに対する中国の主権（Chinese sovereignty）」を承認しない、という一句を省略したものであった。外務大臣グレイはこの省略の理由として、「宗主権と主権のちがいに関する論争が起こるのを避けるため」だったと説明している¹⁵。

こうした経過から、イギリス側の「宗主権」「主権」認識がつかめてくる。イギリスはいうまでもなく、中国の勢力がチベットに浸透すれば、隣接するインドの利益にならない、という立場にほかならない。そこで反対すべき中国の「主権」には、明確な内容を認識していた。チベットの内政に対する軍事的・政治的干渉がそれである。このメモランダムのばあい、後文に「干渉」に反対するという言辞があるので、グレイ外相は「主権」ということばを省略してもよい、とみなしたのだろう。

後述するように、「宗主権」という術語を使いはじめたインド政府の定義によれば、

チベットは中国の宗主権下にある自治国家とみなされてきたし、わが条約・通商規則も、チベット人に政権がある、と規定している。チベットが中国内の省に同化されてしまっては、その政権も確実に消滅するだろう。チベットは中国本土の一部ではない、とわれわれは考えてきた。その見方は中国人自身もとってきたものだし、また中国の列強との条約がチベットでは有効でない、という事実からもわかる。¹⁶

という。チベットに民国政府とは別の「自治」政権が存在する、というのが「宗主権」のありようなのであり、にもかかわらず、当時の中国は、それを否定しようとしていた。元来は「宗主権」としか呼ぶことのできないありようを「変質」させて、「主権」化させた、それがイギリスの利害にたがう、というわけである。

だからこの場合、「宗主権」にはネガティヴな意味しかない。チベットにイギリスとの条約を違背させず、なおかつ民国政府の勢力・干渉が及ばないようにする、ということである。北京政府が「主権」の名のもと、それにまったく逆行する言動をとってきたために、イギリスは「宗主権」という概念で対抗した、というのが真相に近い。

したがって「宗主権」で、中国のいう「主権」を否定はできるけれども、「主権」に対置すべき「宗主権」の具体的な定義を、明確に定めることはできなかった。外務省が論争を避けるべく、角の立つ「主権」否定の直截的な文言をことさら落とそうとしたのも、「宗主権」の実質的内容が、民国政府のいう「主権」の否定にすぎなかつたためである。

4 「主権」と中国

中国側に一貫する主張は、陸徵祥が言ったとおり「宗主権」の否定であり、その意味内

¹⁵ FO371/1327, 29616, India Office to Foreign Office, July 11, 1912; FO371/1328, 33657, Foreign Office to India Office, Aug. 15, 1912.

¹⁶ FO371/1326, 12818, Viceroy of India to IO, tel., Mar. 23, 1912.

容は、顏惠慶が言うように、「チベットの内政に干渉する権利を有する」ことである。

だとすれば、注目すべきはその法的な根拠として、顏惠慶が「1906年協定」をあげたことである。清朝／中国政府のチベットに対する干渉政策は、この時期から、さらにいえば、この協定締結を境にして、本格化したとみなしてよいからである。

1906年協定とは同年の4月27日、清朝の外務部侍郎唐紹儀と当時の駐華公使サトウとの間で結ばれた条約であり、その前年、唐紹儀がカルカッタに派遣されてインド当局と行っていた条約交渉が中断し、翌年それを北京で再開し、ようやくとりむすんだものである。

その係争点が実に「主権」「宗主権」にあった。カルカッタでの交渉中断も、イギリス側がチベットに対する清朝の「宗主権」を承認する、と規定しようとしたのに対し、唐紹儀が異議をとなえて¹⁷、「主権」でなくてはならない、として譲らなかつたからである。仕切り直しの北京交渉でも、この争点では折り合いがつかず、けっきょく条文には、「主権」も「宗主権」も記載されることはなかつた¹⁸。いいかえれば、玉虫色の決着になったわけである。だからこの1906年協定を、イギリスの側は自らの主張する「宗主権」の観点から解釈し、清朝は「主権」でとらえた。ジョーダンと顏惠慶の会談にみえるような見解の対立は、すでに1906年協定の締結当時から、存在していたものなのである。

当時の清朝の見解を代表するものとして、唐紹儀を補佐して条約の交渉に力をつくし、1906年協定締結後まもなく「善後」処置のため查辦西藏事件大臣としてチベットに赴任した張蔭棠の意見がある。傍点を付して重要な原語を正字で残しつつ、翻訳を試みよう。

チベットはわが清朝の庇護のもと、手厚い恩澤に浴して二百年あまり、イギリス敵視の念はきわめて深かつたのです。どうして甘んじてイギリスに寝返り、心ならずも従うことなどありましょうや。けだし全チベットをも制圧しかねないイギリスの脅威が恐ろしく、しかも主國がそれに対抗できるような形勢ではなかつたのでしょう。……チベットがひそかに英領インドと内通しましては、辺境有事の交渉は、各省とちがつたものになりますし、その危険な情勢も、いっそう從来とは異なつたものとなります。まことに政府首脳のおっしゃるとおり、「チベットの整理は、もはや猶予がならない」のです。ですが「チベットの整理」をおこなうには、政權を認めねばなりませんし、政權を収めるには、兵力を用いなくてはなりません。¹⁹

この引用文にある「主國」は、具体的には清朝／中国を指すけれども、より字面に即して

¹⁷ FO17/1754, Viceroy of India to London Office, tel., Secret, Apr. 26, 1905.

¹⁸ 以上の経過は、呂秋文『中英西藏交渉始末』成文出版社1999年再版、87～98頁；馮明珠『近代中英西藏交渉與川藏邊情——從廓爾喀之役到華盛頓會議』國立故宮博物院、1996年、157～168頁を参照。

¹⁹ 『清代藏事奏牘』中國藏學出版社、西藏學漢文文獻彙刻第3輯、1994年、下冊、「張蔭棠駐藏奏稿」、「致外部丞參函詳陳英謀藏陰謀及治藏政策」光緒三十二年正月二十三日、1305～1306頁。

いえば、「主権」をもつ国家の謂である。「主権」をもつ中国がイギリスに対抗できる実力をもっていないために、チベットが離反する、だからチベットに実効ある「主権」行使しなくてはならない、かくて「政権」接収と「兵力」行使という末尾の結論になる。

この文章は1906年協定がまとまる前のものであるから、すでにこうした認識をもって、清朝／中国側はイギリスとの北京交渉に臨んでいたわけで、したがって玉虫色の協定第二条は、中国側からすれば、当然「主権」行使の見地から解釈することになる。それはつまり、ジョーダンとの会談でみられた、顔惠慶の解釈にひときし。そして1906年協定で国際的な承認を獲たとみたことによって、以後の清朝の対チベット政策が積極的になってくる。

5 「主権」の起源

それではいったい、チベットに対する中国の「主権」とはどこに由来するのか。それが否定すべき「宗主権」とは何なのか。結論を先にいえば、その「主権」「宗主権」いずれも、1906年協定を締結する条約交渉で、はじめて形成されてきたものにほかならない。

すでに述べたとおり、1906年協定は前年のカルカッタ交渉をひきついだものだが、そのカルカッタ交渉のそもそもその出発点は、1904年にイギリスがチベットと締結したラサ条約にある。ラサ条約に抗議した清朝とのあいだで、条約をむすびなおすこととなって、開催されたのがカルカッタ会議だったのである。そのため、そのいきさつを知るには、ラサ条約から説き起こさなくてはならない。

このラサ条約は1904年9月7日、英領インド総督カーボンの命を受けて、チベットに遠征進攻したヤングハズバンドが、ラサのチベット代表と直接に結んだものである。もちろん、そのラサには清朝の駐藏大臣有泰がいて、かれも立ち会ったうえでの締結だった。

この条約交渉に、清朝中央は反撥した。外務部の有泰に対する訓電には、次のようにある。原語の翻訳が問題となるので、引用は訓読にとどめる。

西藏は我が屬地たり、光緒十六・十九の兩次の訂約は、みな中英兩國より員を派して議訂せしむ。此の次も自ら應に仍ほ中國と英國に由りて約を立て、番衆を督飭して隨同に畫押せしむべし、應に英國と番衆に由りて徑ちに立約を行はしめ、主權を失ふを致すべからず。開議の始め、當に主權を力爭するを以て、緊要なる關鍵と為すべし²⁰

要するに、イギリスとチベットが直接に条約を締結しては、「主権」の喪失になるとえたのである。

もっとも、この「主権」がここまで問題にしてきた「主権」と同義かどうかは、一考の余地がある。同じ電報をイギリス側は、以下のように英訳した。

²⁰ 『稿本有泰文集』第1冊、「外務部來電」八月初四日、221頁。

Tibet is a dependency of China. The two Treaties concluded in 1890 and 1893 respectively were concluded between Great Britain and China after negotiations had been carried on by officers appointed by those countries. In the present instance the Treaty should be between Great Britain and China, and the Tibetan Government instructed to agree and sign. Great Britain should not conclude a Treaty direct with Tibet, as by that China loses her suzerainty, and that lost, her admonitions to the Tibetans will be no avail. This is the important idea throughout; explain this point carefully to the British official.....²¹

「主権」を suzerainty と訳しており、これはほかの文書の翻訳でも一貫する。故意の、ためにする誤訳というよりも、イギリス側はこの「主権」ということを「宗主権」にひとしいものとみていた、というほうが背槻にあたっていて、いまわれわれが主権といって当然と考える内容を、必ずしも想定してはいない。

イギリス側はしたがって、さほど事態を重大視していなかった、といつてもよい。むしろ清朝中央が何に反対しているのか、よくわからずには当惑している、といった状態であった。そこで駐華公使サトウが、北京で外務部に打診を試み、慶親王奕劻と会談を重ねている。1904年9月23日の会談で、ラサ条約の締結と内容について、ひとまずの了解をみ、そのうえで清朝政府と再交渉することでも合意された²²。イギリス側はそのため、その主張する「宗主権」がほぼ、清朝側にも受け入れられたものだと思っていた。

ところが1904年11月、イギリスとの交渉にあたる全権として任命された唐紹儀は、「中国の対チベット関係を表現するのに、宗主権（suzerainty）は正しい術語ではなく、よりふさわしいのは主権（sovereignty）だ」と述べ、翌年のカルカッタ会議での条約交渉でも、この「主権」をもちだして、頑強にイギリス・インド側の主張する「宗主権」に反対した。

カルカッタ会議中に、かれが本国外務部に送った書翰をみてみよう。

上國の二字は英文で suzerainty といい、訳せばその管轄するものを屬國とするが、ところが屬國というのは自ら民を治めることのできる権限をもっている、というものである。もし上國だとこちらからみとめてしまうと、チベットを遠ざけ、むかしの朝鮮・ベトナム・琉球・ビルマと同じにしてしまう。主國の二字は英文で sovereignty といい、訳せば臣民が至尊の地位に推戴したものであり、あらゆることを定めるのにその管轄に帰する、というものである。だから争わねばならないのは主國であり、チベットを

²¹ FO17/1751, Wai-wu Pu to the Amban, tel. recd. Sept. 13, 1904, cited in Viceroy to London Office, tel., Sept. 24, 1904.

²² FO17/1752, Satow to Lansdowne, No. 344, Sept. 29, 1904.

省と同じ扱いにして、²³主権が外に移らないようにしなくてはならない。

「上國（suzerainty）」で不可なのは、それがチベットを「屬國」と同じくし、かつての朝鮮・ベトナム・琉球・ビルマのように他国のものとなってしまいかねないからである。チベットに対する「上國（suzerainty）」では、その二の舞になる可能性がある。それを防ぐには別の概念を適用して、あらたな関係をむすばねばならない。そこでかれがもちだしたのが「主國（sovereignty）」であり、ここでチベットをはっきり「省と同じ扱いに」するともいっている。以後の張蔭棠にしても趙爾豐にても、あるいは民国の顏惠慶にても陸徵祥にしても、この唐紹儀のコンセプトを踏襲実践したにすぎない。そして唐紹儀以前に、「主権」概念が実効ある形で、このように定義されたことはなかつたのである。

6 「主権」と「宗主権」

さきに引用した唐紹儀の書翰の末尾にもあるように、イギリス側は唐紹儀の「主権」概念を受け入れようとはしなかった。もし受け入れたなら、「あらためて中国の直接責任という虚構（the fiction of Chinese direct responsibility）を設定して、さきの遠征を不可避ならしめた情況を復活させてしまう」、というのが、たとえばインド政府の言い分である²⁴。つまり基本的な立場は、北京とラサの間に存在する関係は「虚構」なのであり、それをいいあらわそうとしたのが、「宗主権」という表現であった。

その出発点はヤングハズバンドの遠征を決めたインド総督カーゾンの考え方にある。すでにすこぶる著名な史料ではあるものの、やはり確認しておかねばならない。

われわれはチベットに対する清朝のいわゆる宗主権を政体上の虚構（a constitutional fiction）、つまり双方の便宜のために維持されてきたにすぎない政治的擬態（a political affectation）だとみなす。²⁵

チベットとの「直接」交渉にふみきったのも、その認識からであった。イギリス側の考える「宗主権」概念の意味内容が必ずしも一定せず、中国側の言動に対する反駁に終始する結果になったのも、元来から「虚構」「擬態」を指したことばだったからである。北京政府はチベットに対しては、中国十八省のように「完全な主権（full sovereignty）」もなければ、あるいは新疆のように「直接の施政（direct administration）」を及ぼしてもいない、チベットは「事実上の独立（practical independence）」の地位にあるから、イギリスとの条約を守

²³ 外務部檔案・西藏檔02-16-001-06-61光緒三十一年五月三十日外務部收唐紹儀函。

²⁴ FO17/1754, Viceroy to London Office, tel., May 11, 1905.

²⁵ FO17/1745, Government of India to Hamilton, Jan. 8, 1903.

らせるには、北京政府を通しても効果は期待できない、という意味内容である²⁶。

清朝の当局者が反対したのも、この「直接」交渉である。しかしその反対は「直接」交渉という行為のみに向けられていた。かれらがその時となえた「主権」という術語の意味は、その点でイギリスの措定する「宗主権」でも、さしつかえなかったのである。

ところがその概念は突如、転換した。「宗主権」概念そのものを否定する内容に転化したのである。それが新しい「主権 (sovereignty)」にほかならない。「宗主権」という概念は、当時の中国語では「上國」「上邦」と訳し、その相手は「屬國」である。すなわち朝鮮・ベトナムなどと同じになってしまって、それを受け入れては、チベットもやがて中国から分離して列強の手中に落ちかねない。そうした危機感がにわかに発生し定着した。

その危機感は、民国になっても継続した。以下は9月上旬に外交部内で、チベット・モンゴルに関して、新たな条約を結ぶかどうか、検討された案文の一節である。

列強は東方問題に対し、みな足並みをそろえてくる情勢にある。もし今回、英露両国が要求してきたからといって条約締結をみとめてしまっては、日本は東三省、ドイツは山東、フランスは雲南・貴州と、みな英・露の先例にならって強要してこよう。拒むには実力不足だし、受け入れてはたちまち瓜分の状態になってしまう。お茶を濁してひきのばし、おもむろに主導権を握るようにしたほうがよい。……

ここから、チベット・モンゴルの交渉は、下手な譲歩をすれば、それだけにとどまらず、中国そのものが利権をもつ列強に「瓜分」される事態になりかねない問題だとみなされていてることがわかる。当面は雌伏して、将来「内政を整理し国基がかたまつたあかつ間に、あらためてモンゴル・チベットを経略すれば、完全な主権が掌握できる」²⁷とも述べており、なればこそ「主権」を譲るわけにはいかなかったのである。

こうした考え方の根底にあるのは、中国の愛国主義・民族主義創成にともなって生まれた「中国の一体性」の観念である²⁸。その「一体性」を保持しなくては、たちまち「中国」はバラバラになって滅亡する、という恐怖心にほかならない。それが辺境・外交という局面で顕在化したのが、「宗主権」を否定する「主権」概念の形成であり、チベットをめぐる1904年のラサ条約から1914年のシムラ会議にいたる過程であったといえよう。

むすびにかえて

以上の考察をあらためて、時系列的な史実経過に置きなおして、まとめておこう。

²⁶ FO17/1752, Viceroy to London Office, tel., Sept. 29, 1904.

²⁷ 外交部檔案・西藏檔・西藏議約案03-28-003-01-011外交部政務司說帖「關於藏立約與不立約之利害」。

²⁸ たとえば、吉澤誠一郎『愛国主義の創成——ナショナリズムから近代中国をみる』岩波書店、2003年、87～102頁を参照。

1904年ヤングハズバンドのチベット遠征によるラサ条約は、北京政府とチベットとの関係を「虚構」とみなす「宗主権」概念にもとづいて締結された。北京政府は当初、その概念にさしたる異議をとなえなかつたけれども、同年11月末までに、新たな「主権」概念を提示するようになる。これはイギリス側のいう「宗主権」を、朝鮮やベトナムなど、旧属国に対する関係だとみなし、それを否定するために措定した概念であり、チベットを中国十八省と同化する内容を有した。けっきょくこのときは、この「宗主権」「主権」の対立がおりあわず、1906年にむすばれた清朝とイギリスの条約でも、いずれも規定されなかつたが、清朝側はここから俄然、チベットに対する政治的・軍事的支配の強化をはじめる。「主権」概念の実体化であり、消長はありながらも、辛亥革命以後もかわらず継続した。

そうした動きにイギリスは警戒をつよめ、民国元年8月17日、北京政府にメモランダムを手交した。そこにはあらためて、イギリスはチベットに対する中国の「宗主権」を承認する、という文面がある。これは北京政府がそれまで実現をはかつてきた「主権」を否定する概念として提示したものである。折しも露蒙協定が結ばれて、外モンゴルの政治的地位が「自治」という形で定まりつつあり、北京政府はいよいよ苦境にたたされることになった。翌年、民国政府は露中宣言でモンゴルに、さらにその翌年、シムラ会議でチベットに対する「宗主権」を認めて、両者の「自治」をともかくも容認せざるをえなかつた。「宗主権」を否定するため、追求した「主権」の実現は、果たせなかつたのである。

それでは、民国政府の企図はまったく挫折したのか、その「主権」は全面的に否定されたのか、といえば、そうではない。外交部内で1912年9月上旬に、イギリスの8月17日メモランダムに対する反論を検討したさい、以下のような趣旨の案文が提出されている。

チベットに関するイギリスの歴代の条約は、すべて清朝北京政府と結んできた。それはイギリスがチベットを北京政府の「領土」とみとめたことにひとしく、だから北京政府は、チベットに対する「主権」を一貫して有している。チベットと直接にむすんだラサ条約は、したがつて無効なのをイギリスはよく知っているはずで、なればこそ、無効を有効にするために、1906年協定を結んだ。しかし断じてそのために、チベットに対する中国のしかるべき「主権」を「宗主権」にすりかえさせ、「領土」を「半独立国」に転化させてはならない²⁹。「半独立国」とは、列強の手中に帰した朝鮮・ベトナムなど「属国」の謂である。

以上の論理で注目すべきは、「主権」概念と「領土」の対応関係である。「主権」があるから「領土」であり、「領土」であるから「主権」がある。こうした互換的な図式がこの議論を貫くバックボーンをなす。

だとすれば、露中宣言もシムラ会議も、中国の「主権」を否定し去らなかつたことになろう。いずれも交換公文に、外モンゴル・チベットが「中国の領土の一部」だという趣旨

²⁹ 外交部檔案・西藏檔・西藏議約案03-28-003-01-016「擬駁英政府西藏節略各條」。

を載せるからである。これはコロストヴェツが指摘したように、中国側がいかにしても、外モンゴル・チベットに「主権」を有する、と解釈する趣旨にほかならない。いずれも「宗主権」と「自治」を定めたけれども、それが否定するはずだった「主権」を意味する「領土」は残存した。いわば両論併記である。ロシアもイギリスもその機微を、いかほどわきまえていたか、きわめて疑わしい。以後のチベット・外モンゴルをめぐる国際関係が、なお安定を欠き、現在に至るまで、くりかえし新たな問題を起こしてきたのも、以上のような歴史経過がその一因をなしている。